

本訴原告となって意志表示を

本訴第1陣原告 網崎 健太



私は、本訴第1陣原告の網崎健太と申します。
2016年3月11日の提訴時原告です。仮処分の申立人でもあります。

5年間で伊方原発広島裁判は3度負けました。全て仮処分です。

私たちの訴えは原子力規制委員会の火山ガイドの不合理性を認めつつ却下され、事故が起きれば被害の蓋然性があると言われながら、不合理なはずの新規制基準に適合している伊方3号のリスクは社会通念上容認されているとされました。

しかし、1度だけ差止決定を期限付きではありましたが勝ち取りました。

また、山口県民の方が起こした仮処分でも、規制委員会の地震に関する審査が充分ではないとして差止決定が出ました。他にも各地で原発の運転差止決定や判決が出ています。福島原発事故以降、7回原発差止の決定や判決が出ています。

裁判で原発が止まる時代になりました。

社会は少しずつですが確実に原発を容認しない方向へ進んでいます。5年間原告として闘って来て、それは強く実感します。

一方で、2019年に四国電力が伊方発電所で起こした緊急停止発報誤作動事件や、一時全交流電源喪失事件など連日起こり続けるトラブル、原発事故から私たち人間や環境を守るためよりも司法に運転を差し止められないために注力しているように見える原子力規制委員会、それらを見るにつけ、危機感もこの5年間でより強く感じるようになりました。

原発は止めねばなりません。

そのための最短かつ最善の方法として本訴原



広島地方裁判所 伊方原発3号機運転差止仮処分申立事件
2021年5月13日 第4回審尋期日



2017年12月13日 仮処分申立事件広島高裁抗告審で勝訴
(野々上友之裁判長)

裁判で原発が止まる時代になった

一方で、四国電力は例えば、2019年緊急停止発報誤作動事件、全交流電源一時喪失事件など、連日トラブル。

それでも「軽微なトラブル」であるとして運転停止を命じない原子力規制委員会

それより司法に原発運転停止を命じられないように注力する原子力規制委員会。(「規制の虜」)

この5年間で私の危機感も一層強まった

告、および仮処分申立人になったことを間違いではなかったと私は確信しています。

社会は原発を許さない方向で進んではいますが、それだけではなかなか原発はなくなるのも事実です。原発をなくすためには、私たちのはっきりとした意志表示が必要です。そしてそれは、より強いものである必要があります。それこそが、まずは原子力事業者とはっきり対決する「原告になる」ことです。原告になることは、この社会で生まれ持った権利を武器に、原子力事業者と戦うことです。司法権力の場で私たちの意志を明らかにすることです。

現在私たちが戦っている仮処分申立書より引用します。これは“裁判所に対して”と見出しがつけられています。

「数々の偶然の僥倖に助けられ、福島第一原発事故は幸いにして日本壊滅、国土崩壊に至らなかった。次に破局的大事故が発生する時は最悪の不運が次々と我々に襲いかかるであろうことを想定しておかなくてはならない。私たち債権者らは、こうした事態を回避し私たちの生命、健康、財産、生活を守るため、最後の手段として御庁に訴えた。それ以外に手段がないのである。なにとぞ100年、200年の歴史的大局観の見地から賢明な判断の上、本件原子炉の運転を止めていただきたい。現状我が国においてそれができるのは裁判所だけである。」

強い意志表示が多ければ多いほど、それはより強力な説得力になります。数が全てというわけではありませんが、数は1つの事実でもあります。

どうか、原発をこの社会からなくすため、強い意志表示をして下さい。原告になって下さい。裁判で原発を止めることは不可能ではありません。私たちひとりひとりの行動がそれを可能にします。

ご静聴ありがとうございました。

2021年3月24日
本訴第22回口頭弁論期日、
広島地方裁判所に入る原告

